

重度障害者医療助成制度あり方検討会議（第1回） 開催結果概要

- 1 日 時 令和5年5月26日(金) 午後4時～5時30分
- 2 場 所 京都テルサ D会議室
- 3 出席者 学識経験者 稲森 京都大学大学院教授(座長)
(委員) 精神保健福祉専門機関 波床 京都市こころの増進センター所長
当事者・家族団体 静 公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会専務理事
医療関係団体 三木 府医師会理事、畑 京都私立病院協会理事
米沢 府歯科医師会理事、夏目 府薬剤師会常務理事
福祉関係団体 中井 府社会福祉協議会常務理事
市町村 京都市 徳永 障害保健福祉推進室長 ほかに4名

<主な意見>

◆精神障害者に対する医療費助成制度の創設について

- ・すでに助成制度がある身体障害、知的障害との不均衡を早期に改善すべき。
- ・全47都道府県中、36都道府県が実施しており、京都府においても実施すべき。
- ・令和4年度のワーキンググループでも精神障害者を対象とすることに異論はなかった。

◆対象とする精神障害の程度について

- ・現行制度が「重度」の障害者を対象としているため、精神障害についても重度と考えられる精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象とすべき。
- ・2級、3級の所持者についても、家族が長年のケアで生活に追われ、経済的に疲弊しているという現状がある。2級、3級も対象とすることを検討すべき。
- ・精神障害者保健福祉手帳1級は所持してもメリットが薄いことから、年金手帳のみ所持している方も多い。年金手帳と障害者手帳それぞれを対象とすれば、より網羅的になるのでは。広報の内容次第(障害年金の方を対象とするのか障害者手帳を取得とするのか)では、年金手帳と障害者手帳のどちらか片方のみの申請で留まるのでは。障害者手帳を取得したほうが、身体・知的障害との整合性が取れるのでは。

◆対象となる医療費、自己負担額、所得制限について

- ・入院の医療費を含めるか否かや、所得制限、自己負担についての議論になると、身体・知的についてもどうあるべきかという議論が必要となる。まずはそれらに合わせるところから始めて、医療費の範囲や所得制限、自己負担の関係については改めての課題とすべき。

◆制度開始時期について

- ・システム改修、条例や要綱の改正、予算措置、対象者や医療機関等への周知など必要。来年度当初のスタートが精一杯と考えている。
- ・京都府の制度として実施する内容のため、全ての自治体の実施可能な状態のところからスタートするのが良いのではないか。
- ・市町村の事情はあると思うが、できるだけ早期の制度開始をお願いしたい。